

# 精華町教育委員会議事録

令和4年（第3回）

1 開 会 令和4年3月25日(金) 午前10時00分  
閉 会 令和4年3月25日(金) 午前10時50分

2 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 新司委員  
井上委員 高岡委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

浦本教育部長	杉本総括指導主事
俵谷学校教育課長	田原生涯学習課長
平井学校教育課係長	

5 傍聴者 0名

6 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第3回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和4年第2回教育委員会の議事録について説明。

**【採 決】**

・全員承認

(3) 教育長報告事項

令和3年度最後の教育委員会となり、この1年間、委員の皆様にはいろいろなところでご活躍いただいたことに感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため規模を縮小しながら、3月14日に中学校、18日に小学校の卒業式を行った。委員の皆様のご参加もいただき、滞りなく挙行することができた。

また、24日をもって3学期が終業となり、本日25日から学校は春休み

に入っていて、学校では新学期を目指した準備を進めている。

4月1日付けの教職員の人事異動に関しては、3月17日に内示を行った。京都府教育委員会では、教職員の人事異動は行政職員の人事異動より約1週間早く内示をし、引き継ぎ等新学期に向けての準備がしやすいように配慮することとして取り扱われている。

うち管理職の異動に関しては、前回議決をいただいたが、小学校、中学校の合計数で、校長の退職が2件。後任人事としては校長として町外から昇任で転任してくる方が1名、町内で教頭から校長へ昇任する方が1名となっている。その他、校長については町内での異動が3件ある。

次に教頭は、行政等への転出が2件と、教頭から校長への昇任が1件あるので、教頭のポストが三つ空くということで、そこへ新たに教頭へ昇任する方が3名おられる。うち1名は行政からの異動である。また、教頭の町内異動は1件である。

一般教職員の異動は、今年は定年退職の方はおられないが、普通退職が1件、他の市町への転出が16件、行政への転出が1件、府立学校への転出が、支援学校への留学という形で1件である。他の市町からの転入が13件あり、それから再任用での採用が6件である。新規採用は5件、町内での異動は4件であり、昨年と比べるとやや数は多いかなというところだが、目立って大きな規模というものでもない。

次に、教育部の職員に関してだが、4月1日付けの人事異動において、防災食育センターの建設がいよいよ開始するところだが、来年度秋からの運用に向けて、学校教育課の職員体制を強化し、4月から万全の体制で準備する予定としている。詳細は精華町全体の人事異動の発表の中で行われることになる。

また、既にご承知のように、学校教育課職員が窃盗により逮捕、罰金刑を科されるという事態があったが、同職員は3月18日に停職6か月の懲戒処分となった。同日付けで同職員は依願退職した。今後、このようなことがないように、私を含め職員一同、身を引き締めて仕事に取り組み、また仕事を離れたところでも公務員としての自覚を高めていくよう努めてまいりたいと考えている。

#### (4) 議決事項

議案第11号 令和4年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について  
教育部長【提案説明】

令和4年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について、3ページから6ページにかけてが学校教育指導の重点、7ページから8ページにかけてが社会教育指導の重点となっている。具体的な内容を総括指導主事と生涯学習課長から説明させていただきます。

総括指導主事 学校教育指導の重点についてご説明する。

これまでご協議いただいた点についての最終的な確認ということになる。変更にあたっては、現在の社会の状況や教育の状況、町外の学校の状況などを踏まえ、京都府教育振興プラン、学習指導要領、その他文部科学省から発信する情報等を参考とした。

大まかには、まず「はじめに」のところで社会の情勢について、1の「学校経営の基本事項」では、(2)の学校経営に関すること、(4)のICT活用に関わること、(5)の教職員の働き方に関すること、(6)の学校運営協議会に関すること、ページをめくりまして、2の(2)学力の充実・向上に関すること、以上が大きく内容的に変更を行った点である。

その他につきましては、文章の係り受け等を明確にするよう文章を整えた。

生涯学習課長 続いて、社会教育指導の重点についてご説明する。

この間、修正箇所については教育委員会でご報告しながら説明させていただいたとおりである。本日、2点追加でご説明をさせていただきたい。

まず、4番、「命を守り、人権を大切にする共生社会づくり」という項目の(4)、男女共同参画の推進のところについて、1月の教育委員会で新司委員から「女性リーダーの育成に努める」という文言についての説明を求められたが、その当時、ご説明できなかった部分は調査をさせていただくということであったため、調べさせていただいた。

この「女性リーダーの育成に努める」という文言についてだが、平成30年度の指導の重点で追加されたもので、精華町では、精華町第2次男女共同参画計画という計画があり、これは最新では令和2年3月に更新をされているが、この計画中に施策の柱として男女共同参画の基盤づくりという項目があり、地域の女性リーダーの養成を精華町の男女共同参画計画で取り組んでいく施策として明記している。また、国においても、第5次男女共同参画基本計画が令和2年12月に閣議決定をされており、この中でも、地域活動や地域づくりのプロセスに男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、女性リーダーを増やすよう取り組むことという内容が明記されている。そのため、項目の文言については、「女性リーダーの育成に努める」という文言を継続採用させていただいている。

そしてもう1点、(5)町立図書館の充実のところ、今回新車を導入する移動図書館車の運用によって、高齢者や身体障害者のほか、松下委員からご意見をいただいていたように、新たに「子育て世帯の家庭など」というキーワードを書き足し、読書活動支援の幅を広げる取組としたいと考えている。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

川村教育長 前回の教育委員会で、指導の重点については十分な活用がされていないという委員からのご指摘があったが、現場が指導の重点を踏まえて1年の計画を立てていく、また自身の教育活動を行っていくということが重要であるため、指導の重点についての解説をつくって現場に配付しようと思っている。精華町教職員研修資料という形で、私から職員に説明をするという内容にする。特に、この指導の重点の位置づけについて徹底を図る必要があると考えており、国の法令などがある中、本町の教育大綱があつて、さらに京都府の教育振興プラ

ンもあるので、そういった中で精華町の指導の重点がどういう位置づけのものかということを目頭にしっかり説明し、その後は個々の項目について説明をしていくということで、委員の皆様は何度にもわたってご審議いただいた重点を、現場でしっかり活用、徹底していくように取り組んでまいりたいと思う。

#### 議案第12号 精華町社会教育委員の委嘱について

##### 教育部長【提案説明】

今回の改選に当たって、定数12名中、引き続き、ご就任いただく7名の方について、今回ご同意をお願いするものである。現在、精華町社会教育委員に関する条例第2条第2項第1号に定める学校教育及び社会教育関係者として白畑さん、北尾さん、堀口さん、播磨さんの4名、第2号に定める家庭教育の向上に資する活動を行う者として高鍋さん、尾崎さんの2名、そして第3号に定める学識経験のある者として村上さんである。

なお、社会教育委員選任に関する指針で、委嘱時点において満年齢が75歳未満であることという基準を設けているが、現在の年齢構成は70代が2名、60代が4名、50代が1名となっている。今後の5名の選任については、比較的若い世代から選定することも目標にして、委員の公募も含め、現在、適任者の選定を進めている。

本委員の任期については令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となる。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

#### 議案第13号 精華町スポーツ推進委員の委嘱について

##### 教育部長【提案説明】

スポーツ推進委員について、10名の方が再任、4名の方

が新任での提案をさせていただく。

各競技に対して精通されている方々を幅広い分野で人選している。

なお、定員15名のところ今回14名での提案とさせていただいており、1名の欠員があるが、適任と思われる方が見つかれば、改めて提案をさせていただく。

本委員の任期については令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となる。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第14号 令和4年度精華町奨学生及び精華町社会福祉奨学生の決定について

議案第14号は、個人に関する情報を審議することから、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができると、会議に諮られ「異議なし」としてこの議案については非公開となった。

教育部長 【提案説明】

精華町奨学金条例及び精華町社会福祉基金条例、その他この条例に関する施行規則に基づき、学生の向学心を助長すること、また、本町における社会福祉事業の一環として、奨学金については学生に、社会福祉奨学金については学生の保護者に対し支給するものである。

精華町奨学金条例については、令和4年度から新規申請の募集を停止することとし、精華町議会定例会3月会議で条例廃止を提案しているところだが、経過措置として、現在、奨学金の給付を受けている生徒には、高校を卒業するまでの間、これまでどおり給付を継続するものである。

そのため、今年度の対象者については全員が昨年度に給付を受けている新高校2年生と3年生の計13名であり、在学する高等学校からは、就学状況や学習意欲などが良好であるとして、今回の給付申請にあたり改めて推薦があった。

資格要件としては、奨学金については、学生が町内在住で、府内外関係なく高等学校もしくは同程度の学校に在学し、操行善良で学業優秀、そして健康な者。社会福祉奨学金については、扶養者が精華町内に居住し、生活困難のために学資の負担に耐えられない者で、府内外関係なく高等学校に在学し、操行善良で学業優秀、そして健康な者となっている。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

#### (5) 事務局からの諸報告

教 育 部 長 1 議会定例会 3 月会議における、教育委員会関係の対応状況について

議会定例会 3 月会議では、3 月 1 日から 2 9 日までの 2 9 日間の会期において、杉浦町長の令和 4 年度施政方針に基づく重要な議案である令和 4 年度の予算などの審議が行われた。

教育委員会関係では、令和 3 年度の一般会計補正予算(第 1 2 号)として、当初、令和 4 年度に計画していた精北小学校と山田荘小学校のトイレ洋式化等の工事について、国の交付金が前倒しで配当されるため、必要な経費を追加計上している。

ほかにも各会派からの代表質問、各議員からの一般質問があった。

まず、教育部からの提出議案では、議案第 2 3 号として、令和 4 年度から町立小・中学校の全てに学校運営協議会が設置されることに伴って、新たに委員に支払う報酬金額を定めるための議案、また、議案第 2 4 号として、これまで本町が高校生等の教育費負担を軽減するために実施している奨学金条例を終了するための条例廃止を提案し、審議されている。

代表質問においては、各会派から町長の教育施策についての考え方、特に I C T 教育や教育大綱、また小中一貫教

育や教科担任制などについての質疑があり、川村教育長が教育委員会の考え方について答弁をされた。

また、一般質問においては、学校教育分野では小学校の遊具、タブレットの活用状況、ICT支援員の増員を求めるといったような内容、中学校給食の実施に向けセンター方式や民間委託で心配される点やその対策を問うもの、小学校の女子トイレにも生理用品の設置を求めるもの、生涯学習分野では、3人制バスケットボール場の整備を求める内容などの質疑があった。

議会日程は、付託された委員会での審議は終了しており、3月29日の本会議での委員長報告と採決を残すのみとなっている。

## 教 育 部 長      2   新型コロナウイルス感染症の対応状況について

3月21日でまん延防止等重点措置は解除されたが、第6波のオミクロン株は猛威をふるい、町内の3月24日現在の累計新規感染者数は1,759名となっており、特に町内の小・中学校においては感染が蔓延していて、年明け3学期に入ってから小学生で220名、中学生で40名の感染者が発生している。特に小学校を中心に学校の臨時休業や学年閉鎖、学級閉鎖が相次いだ。都度、委員の皆様には速報でお知らせしていたが、幸い3月9日の川西小学校と精華台小学校の学級閉鎖を最後に、ここ最近では感染児童生徒の発生が落ち着いた状況にある。

この間、町内の小・中学校においては、京都府教育委員会からの通知に準拠して、特に中学校の部活動については、中学3年生の高校入試など重要な時期を控えていたことから、校内での感染拡大を防止する観点で、町の産業医からの指導助言も受けながら、京都府教育委員会よりも厳しい基準によって、この間活動を停止していた。部活動停止の代償は小さくはないが、一方で町内中学校においては新型コロナウイルスの感染は大きく拡がらず、3年生は高校受

験を無事に終えることができた。

京都府教育委員会が府立学校長に宛てて、3月17日にまん延防止等重点措置が解除された後の対応について通知を发出されたので、内容の一部を説明させていただく。

これまで様々な教育活動が制限されてきたが、その多くについては制限解除される内容となっている一方で、これまでの感染対策をより徹底し、適切に実施することも求められている。

また、京都府から府民に対して協力要請されている内容と同内容ではあるが、教職員の勤務について3点ということで、1点目はワクチン接種を推進するという、2点目は感染を防ぐための三つの意識の徹底、3点目は人出の活発化への備えとなっている。

特に2点目の感染を防ぐための三つの意識の徹底として、まず1点目として、自分が感染しないようにこれまでの感染対策を継続すること、次に2点目として、ほかの人に感染させないために、自分自身の体調管理に努め、発熱や咳などの症状がある場合は医療機関を受診し、出勤や登校を控えること、そして3点目として、感染を拡げないためには、職場、学校や保育所、医療機関・高齢者施設といった場所や、飲食といったシーン、それぞれでの感染防止のための対策や行動に努めること、以上が求められている。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

2月の問題事象はなし。

(2) 中学校

2月の問題事象はなし。

総括指導主事 2 問題事象の月別発生件数について

小学校は、先月の報告に続き2月も発生件数ゼロということで、今年度の発生件数がゼロ件という状況が続いてい

る。

中学校も2月はゼロ件で、少ない状態が続いている。

今後も引き続き、指導の充実とともに、未然の防止に努めていきたいと考えている。

長期欠席については、小学校は9件だった。中学校は37件で先月と比較して若干減っており、全欠の生徒もわずかに減っている。引き続き、家庭と連携をとりながら取り組んでいきたい。

総括指導主事 3 重災害事故報告について

2月の重災害事故報告はなし。

生涯学習課長 1 行事の実施予定について

1点目の精華町民文化賞・スポーツ賞の表彰式については、3月31日11時から12時までで開催する予定としている。今回、町民文化賞では個人2名、団体2団体、また、町民スポーツ賞では個人3名が対象となっている。表彰式には松下委員に選考委員長として出席していただく予定である。

なお、スポーツ賞については、制度創設以来の最高賞受賞となっている。

2点目の新移動図書館車のお披露目会については、令和3年度の予算で納車となる新移動図書館車の披露ということで、4月14日の10時半から約30分間の式典を予定している。役場正面玄関に車を置き、式典後も夕方までは来庁者の方も自由に車両見学していただけるようにしたいと考えている。

翌日15日からいよいよ地域への巡回運行を開始するというので準備を進めていきたい。

(6) 後援関係

2月から3月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数

5件、学校教育課関係は1件、生涯学習課関係が4件で、生涯学習関係の内訳は、社会教育係が3件、社会体育係が1件である。

(7) 4月の行事予定

4月1日には、教職員の着任式と辞令交付式があり、委員の皆様にはご出席をお願いする。また、6日には小学校の始業式、7日には小学校の入学式と中学校の始業式、そして8日には中学校の入学式が開催される。

(8) 閉会

教育長が第3回教育委員会の閉会を宣言。